



平成 15 年 7 月 11 日
日本原子力発電株式会社

東海発電所における平成 15 年度第 1 回保安検査の結果について

当社は、東海発電所（廃止措置中）の平成 15 年度第 1 回保安検査の結果、経済産業省原子力安全・保安院より、保安規定と異なる手続きが取られている事実が認められたこと及びその対応について、本日下午記の内容の文書を受領しました。
本件に関し、当社は、手続きに関する所内規定の改訂等の是正措置を早急に講じるとともに、再発防止対策等の検討に取り組んで参ります。

記

本年 6 月 2 日から 20 日までの間、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 37 条第 5 項に基づく保安検査を実施したところ、保安規定と異なる手続きが取られていた事実が次のとおり認められました。

- ・ 保安規定第 24 条第 1 項（1）の手續と異なる手續により記録を報告・通知していたこと（第 24 条で規定する工事単位と異なる工事単位で報告・通知を実施する所内規程を定めており、その所内規程に従い報告・通知を実施していた。）
- ・ 保安規定第 24 条第 1 項（2）の手續と異なる手續により設備変更通知を実施していたこと（第 24 条で規定する工事単位と異なる工事単位で通知を実施する所内規程を定めており、その所内規程に従い通知を実施していた。また、補機冷却水設備変更工事の内、原子炉建屋消火設備変更工事については、第 24 条で規定する時期と異なる時期に通知を実施していた。）

上記の違反事実が、東海発電所における廃止措置工事の現段階で安全上重大な結果に結びつくものとは考えませんが、将来の廃止措置工事、特に解体撤去工程を安全に実施するためには、保安規定に定められた手續を適確に履行していく必要があるものと考えます。このため、貴社において以下のとおり対応するよう求めます。

- ① 本件に対する是正措置を早急に講ずること。
- ② 本件違反が生じた原因及び保安規定と齟齬のある社内規定が策定された原因を究明するとともに、平成 14 年度第 2 回保安検査の結果に基づく再発防止対策が本件違反の発生防止に対し有効に機能しなかった原因を究明すること。
- ③ 上記②の結果を踏まえ、本件違反に対する再発防止策について検討すること。

- ④ 社内規定の保安規定への適合性について再度総点検を行い、齟齬が認められた場合には原因の究明及び再発防止策について検討すること。
- ⑤ 上記①から④までの結果を速やかに当院あて報告すること。

以 上

(参 考)

日本原子力発電株式会社 東海発電所原子炉施設保安規定 抜粋

(工事完了)

第24条 廃止措置室長、電気必修課長及び機械必修課長は、工事が完了した場合は、次の各号を実施する。

- (1) 第62条(記録)表62-1の項目23及び表62-2の項目5の記録を作成し、主任技術者及び所長に報告するとともに廃止措置室長及び発電課長に通知する。
ただし、表62-2の項目5の記録は、環境保安課長にも通知する。
- (2) 工事の開始前と完了後における施設の変更状況を記載した設備変更通知を廃止措置室長及び発電課長に通知する。